

# 地域密着型特定施設入居者生活介護

## サービス付き高齢者向け住宅 桂寿の郷 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人京都翔医会が開設する西京都病院サービス付き高齢者向け住宅 桂寿の郷(以下「事業所」という。)が行う地域密着型特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「従業者」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護や機能訓練を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の提供に当たって、事業所の従業員は地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業所は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、入居者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。また入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流機会を確保するよう努めるものとする。

5 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(H25年1月9日京都市条例第39号)」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- ① 名称 西京都病院 サービス付き高齢者向け住宅 桂寿の郷
- ② 所在地 京都市西京区川島権田町 36 番地の 1
- ③ 特定施設の類型 一般型

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)生活相談員 1名以上

生活相談員は、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行う。

(3)看護職員 1名以上

看護職員は、入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。

(4)介護職員 9名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(5)機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の衰退を防止するための訓練を行う。

(6)計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、入居者又は家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、サービス計画を作成する。

(7)事務職員

必要な事務を行う。

**(入所定員及び居室数)**

第5条 事業の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 事業所の利用定員は、29名とする。
- ② 居室数は、29室とする。

**(短期利用特定施設入居者生活介護)**

第6条 事業所は、特定施設の定員の範囲内で、空いている居室等を利用し、短期間の特定施設入居者生活介護(以下「短期利用特定施設入居者生活介護」という)を提供する。

- 2 短期利用特定施設入居者生活介護の定員は、2名とする。
- 3 短期利用特定施設入居者生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用特定施設入居者生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成することとし、当該特定施設入居者生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用特定施設入居者生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者が負担するものとする。

#### （事業の内容及び利用料等）

第7条 事業の内容は次に掲げるものとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、入居者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- ① 入浴(週2回)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練(週2回)
- ③ 健康チェック(毎日)
- ④ 相談、援助
- ⑤ その他(別紙参照)

2 入居者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、別途徴収する。

3 おむつ代は、実費を徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で入居者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 前項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

#### （事業所の利用に当たっての留意事項）

第8条 従業者は、入居者に対して次の点に留意するよう説明する。

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示する。
- ② 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

#### （緊急時等における対応方法）

第9条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市その他市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、事故の状況や事故に際してとった処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

### (非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、避難場所や避難経路を確保する。

### (個人情報の保護)

第11条 事業所及び事業所の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た入居者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様とする。

2 事業所は、入居者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者及び家族の個人情報を用いない。

### (その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1カ月以内

② 継続研修 年1回以上

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人京都翔医会が定めるものとする。

### (身体拘束)

第13条 事業所は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。また身体拘束等の適正化のため、以下の取り組みを行う。

① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業員に周知徹底を図ること。

② 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

### (虐待の防止について)

第14条 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 人権の擁護及び虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者)片山 雄介
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (7) 虐待の防止のための指針を整備します。

#### (業務継続計画(BCP)の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスを継続的に実施するため計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下 BCPという)を策定し、当該BCPに従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、BCPについて説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じてBCPの変更を行うものとする。

#### (衛生管理等)

第16条 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### (地域との連携など)

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

#### 附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月1日に一部改定する。

この規程は、令和5年10月1日に一部改定する。

この規程は、令和6年4月1日に一部改定する。

この規定は、令和7年1月16日に一部改定する。

**【別紙】****(利用料金の算定根拠)**

費目	算定根拠
家賃	90,000 円/月
敷金	100,000 円
日用消耗品費	100 円/日
食費	朝 410 円、昼 730 円、夕 730 円 *1 日 3 食で 1,870 円/日
共益費 (光熱水費含む)	50,000 円/月
選択によるサービス利用料	<ul style="list-style-type: none"><li>・おやつ代 150 円/回</li><li>・外出援助 (1 時間以内) 2,000 円/回</li><li>・週 2 回を超える入浴 (1 時間以内) 2,000 円/回</li><li>・日常の洗濯援助 500 円/回</li><li>・洗濯機使用料 (本人又は家族) 400 円/回</li><li>・買い物代行 (1 時間以内) 1,500 円/回</li></ul>